

総務委員会陳情説明資料

令和3年1月18日

件名	頁
1 2 受理番号 2 5 足立区差別禁止条例の制定を求める陳情	2

(総務部)

件名	2 受理番号 25 足立区差別禁止条例の制定を求める陳情						
所管部課名	総務部総務課						
陳情の要旨	あらゆる属性に関わらず、人権を尊重し、差別を許さないまち作りをすすめるために、差別禁止条例を制定するよう求める。						
陳情者等	請願文書表のとおり						
内容及び経過	1 国の人権に関わる主な法整備の状況について						
	平成12年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育と人権啓発に関する施策の策定及び実施が、自治体の責務として明示された。						
	近年では、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成25年に「いじめ防止対策推進法」、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」、令和元年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行された。						
	2 近年の東京都内及び東京都周辺自治体の差別解消に関する主な条例について						
	(1) あらゆる差別を禁止する条例						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条例</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（平成31年4月施行）</td> <td>罰則規定はないが、市長の附属機関の審議会では、人権侵害について調査などを行い必要な措置を答申する。</td> </tr> <tr> <td>川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和2年7月全面施行）</td> <td>ヘイトスピーチ対策として刑事罰を盛り込んでいる。</td> </tr> </tbody> </table>	条例	特徴	国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（平成31年4月施行）	罰則規定はないが、市長の附属機関の審議会では、人権侵害について調査などを行い必要な措置を答申する。	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和2年7月全面施行）	ヘイトスピーチ対策として刑事罰を盛り込んでいる。
条例	特徴						
国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例（平成31年4月施行）	罰則規定はないが、市長の附属機関の審議会では、人権侵害について調査などを行い必要な措置を答申する。						
川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和2年7月全面施行）	ヘイトスピーチ対策として刑事罰を盛り込んでいる。						
	(2) LGBT及びヘイトスピーチの差別解消を特徴とした条例						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条例</th> <th>特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成31年4月全面施行）</td> <td> 【LGBT】 不当な差別の禁止を明記。差別の解消や啓発のための基本計画を定める。 【ヘイトスピーチ】 差別的な言動の拡散防止及び学識経験者等をつくる審査会の意見を踏まえ事案概要等の公表。 公の施設における不当な差別的言動を防止するための利用制限について基準を策定。 </td> </tr> </tbody> </table>	条例	特徴	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成31年4月全面施行）	【LGBT】 不当な差別の禁止を明記。差別の解消や啓発のための基本計画を定める。 【ヘイトスピーチ】 差別的な言動の拡散防止及び学識経験者等をつくる審査会の意見を踏まえ事案概要等の公表。 公の施設における不当な差別的言動を防止するための利用制限について基準を策定。		
条例	特徴						
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成31年4月全面施行）	【LGBT】 不当な差別の禁止を明記。差別の解消や啓発のための基本計画を定める。 【ヘイトスピーチ】 差別的な言動の拡散防止及び学識経験者等をつくる審査会の意見を踏まえ事案概要等の公表。 公の施設における不当な差別的言動を防止するための利用制限について基準を策定。						

(3) LGBTの差別解消を特徴とした条例

条例	特徴
渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例 (平成 27 年 10 月全面施行)	項目に、性的少数者の人権の尊重、パートナーシップ証明を含む。
世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例 (平成 30 年 4 月施行)	性的マイノリティを明示。
港区男女平等参画条例改正 (令和 2 年 4 月施行)	性的指向・性自認による差別的取り扱いの禁止。カミングアウトの自由とアウティングの禁止。性別表現の自由を保障。みなとマリアージュ制度創設。

3 区取り組みについて

平成 21 年に人権の推進に向けた基本的な方向性を示す「人権の推進をめざして」を策定した。現在、近年の人権に関わる法整備等を踏まえた内容とするため、改定作業を進めている。

問題点等